

学校緑化活動支援事業実施要領

(公社) 秋田県緑化推進委員会

第1 目的

児童生徒の環境緑化への関心を高め、環境教育を推進するため、学校環境の緑化整備に対して助成する。

第2 実施主体

学校又はPTAとする。

第3 事業内容

(1) 学校敷地内の緑化活動

樹木の植栽、既存木の手入れ、樹木ラベルの設置等

(2) 原則として、児童生徒の参加により実施するものとする。

第4 助成対象経費

学校環境の緑化整備に直接要する次の経費とする。

需用費	資材費（苗木、支柱、肥料、土壌改良材、標識テープ、標柱、看板など） 消耗品費（用紙、封筒、鋸・鎌等の作業器具など） 燃料費（チェーンソー、刈払機の油脂燃料など） 印刷製本費（資料のコピーなど）
役務費	通信運搬費（切手・ハガキなど） 保険料（森づくり活動参加者の傷害保険料）
委託料	伐開、刈払い、地ごしらえ、大径木伐倒等の作業委託
使用料 及び 賃借料	バス・レンタカーの借上料、会議室使用料、 機械・器具の借上料
報償費	外部の講師、指導者、補助者への謝金

第5 助成額

1件当たり100,000円を上限とする。

第6 事業実施の手続き

(1) 事業計画の申請及び決定

ア 実施主体は、事業承認申請書を市町村緑化推進委員会若しくは市町村緑化推進委員会が設置されていない市町村にあつては当該市町村（以下「市町村緑推等」という。）を経由して、公益社団法人秋田県緑化推進委員会（以下「本会」という。）に提出する。（様式1, 2, 3）

イ 本会は、事業実施計画書を審査し、事業の承認と助成金額を決定する。

（様式4, 5）

(2) 完了報告

実施主体は、事業が完了したときは、事業完了報告書を市町村緑推等を経由して本会に提出する。（様式6, 7, 10）（様式7は様式2を準用）

この場合、市町村緑推等は、事業完了確認報告書を添付するものとする。

（様式8, 9）

(3) 助成金の支払い

本会は、事業完了報告書により事業の実施を確認したのちに、助成金を支払うものとする。

ただし、必要があると認めるときは、助成金決定額の5分の4を限度として概算払をすることができるものとする。この場合において、概算払を受けようとする実施主体は、様式11により請求を行うものとする。

第7 申請書提出期限

別途通知するところによる。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改訂は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この改定は、平成31年1月1日から施行する。